

千歳市障がい者計画

第7期千歳市障がい福祉計画

第3期千歳市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

【素案】

～障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現～

千 歳 市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「千歳市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「第7期千歳市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第33条の20に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市においては、3つの計画を一体的に策定するものとします。

■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20 (平成30年4月1日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援等の提供体制を確保するための計画

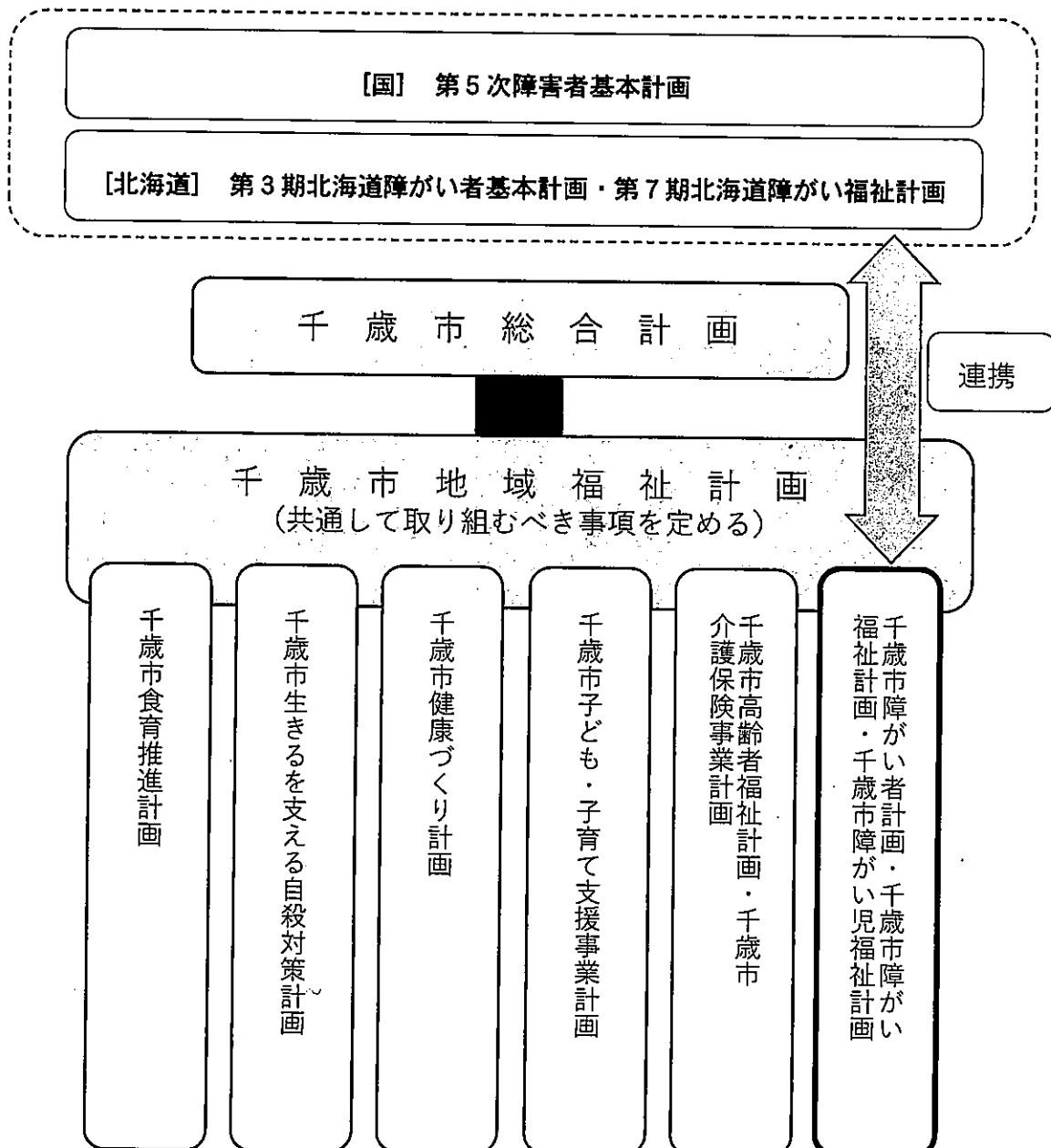
・アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

・複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100%を超える場合もあります。

2 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第3期北海道障がい者基本計画」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとつながりを心で感じられるまち」を推進するため、「千歳市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」や「千歳市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する個別計画と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

■計画期間

	計画名	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	障害者基本計画	第4次				第5次(R5~R9)					
北海道	北海道障がい者基本計画	第2期				第3期(R6~R11)					
	北海道障がい福祉計画	第5期	第6期			第7期(R6~R11)					
千歳市	総合計画	第6期			第7期(R3~R12)						
	地域福祉計画	第3期	第4期(R2~R6)			第5期(R7~R12)					
	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画		障がい者計画						
	障がい福祉計画	第5期	第6期		第7期						
	障がい児福祉計画	第1期	第2期		第3期						

4 計画の策定体制

(1) 障がい当事者アンケート調査

市内の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付している18歳未満の児童の保護者全員にアンケート調査を実施しました。

(2) サービス提供事業所アンケート調査

市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向などについてアンケート調査を実施し、サービス見込量を算出するための基礎資料としました。

(3) 企業等民間事業所アンケート調査

市内の企業等民間事業所を対象に、障がい者雇用の状況や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取しました。

(5) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般を横断的な視点で検討しました。

(6) 千歳市障がい者地域自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を策定しました。

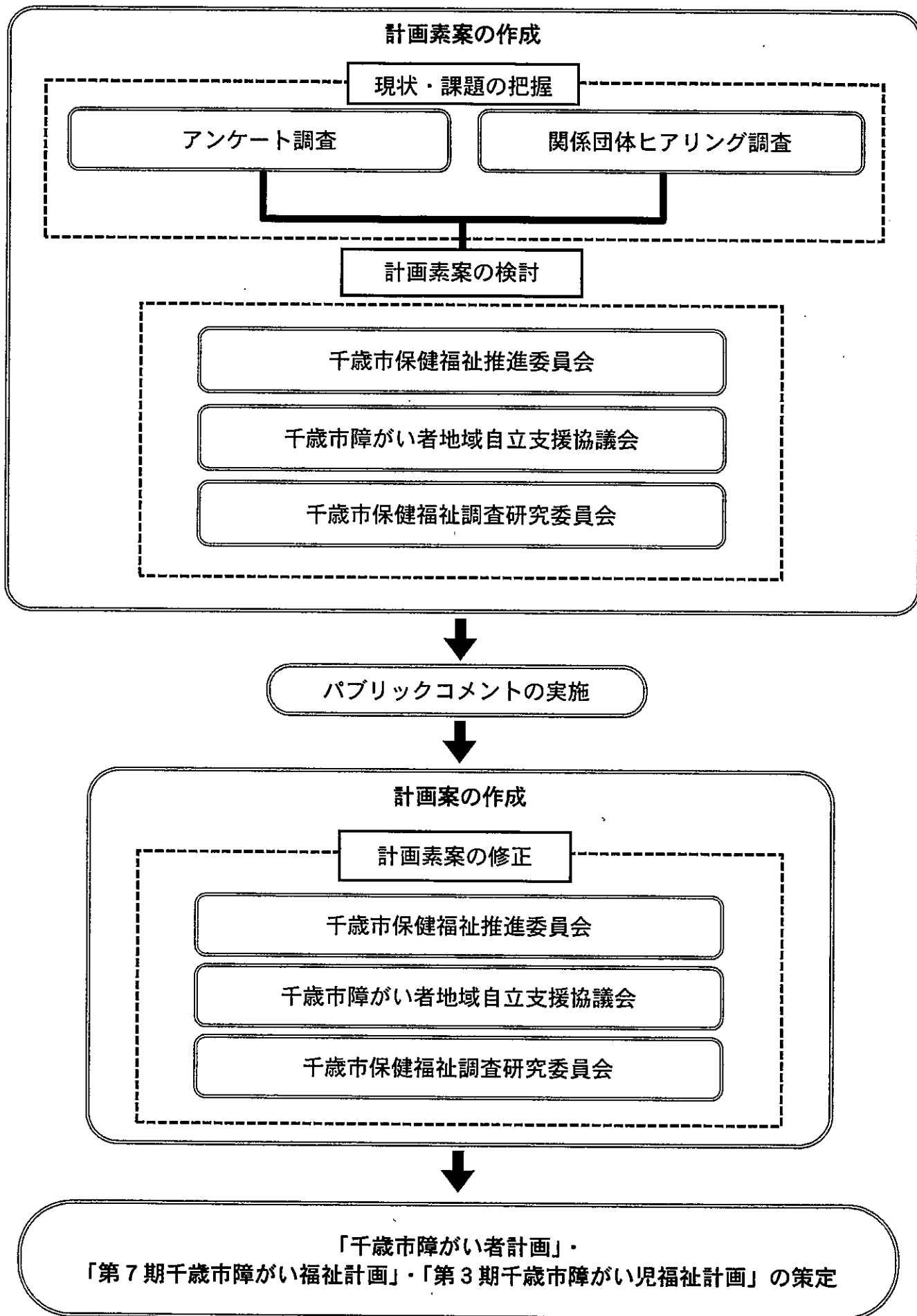
(7) 千歳市保健福祉調査研究委員会での審議

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

(8) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和5年12月18日から令和6年1月19日まで実施しました。パブリックコメントの結果、●●件の意見提出がありました。結果の概要については巻末「資料編」を参照してください。

■計画策定の流れ



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現**

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や第5次障害者基本計画の方向性、第7期総合計画の展開方針を踏まえ、「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、「千歳市障がい者計画」において全庁的な障がい福祉施策を定めるとともに、「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やサービスの見込量などを定めます。

2 計画の対象

- ・ 身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がい(発達障がいを含む)のある人
- ・ 難病患者などその他心身機能の障がいがあつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び発達支援が必要な児童

3 基本目標

基本理念に基づき、5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現

基本目標1

「差別の解消、権利擁護
の推進及び虐待の防止」

基本目標2

「安全・安心な
生活環境の整備」

基本目標3

「暮らしの充実」

基本目標4

「障がい児支援の充実」

基本目標5

「自立と共生の推進」

基本目標 1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、権利擁護や障がい特性の理解推進に取り組むとともに、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

基本目標 2 「安全・安心な生活環境の整備」

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、住まいや公共施設等をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。また、地域の防災・防犯体制を強化するとともに、適切な感染症対策により、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

基本目標 3 「暮らしの充実」

関係機関との連携を強化し、必要な相談支援や障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、経済的な負担の軽減や保健・医療の推進により、障がいのある人とその家族の地域における暮らしの充実を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援を推進します。

基本目標 4 「障がい児支援の充実」

障がいのある子どもの成長や発達、自立を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関の連携強化により、乳幼児期から学校卒業まで子どもの成長に応じた効果的で適切かつ良質な支援を身近な場所で提供する体制の整備や支援内容の充実を図ります。また、地域共生社会の実現につながるよう乳幼児期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、子どもが様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりを目指します。

基本目標 5 「自立と共生の推進」

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するとともに、地域生活支援拠点等や重層的支援体制の整備に向けた取組を推進し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 施策の方向

■基本理念■

■基本目標■

■施策の方向■

障がいのある人が、安心して、自立した生活を
送ることができる地域共生社会の実現

基本目標 1

「差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止

2 理解促進・差別解消の推進

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化

2 防災・防犯・感染症対策の推進

基本目標 3

「暮らしの充実」

1 生活支援の充実

2 保健・医療の推進

3 情報アクセシビリティの向上・
意思疎通支援の充実

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実

2 共に過ごし、共に学ぶ環境
づくりと支援体制の充実

基本目標 5

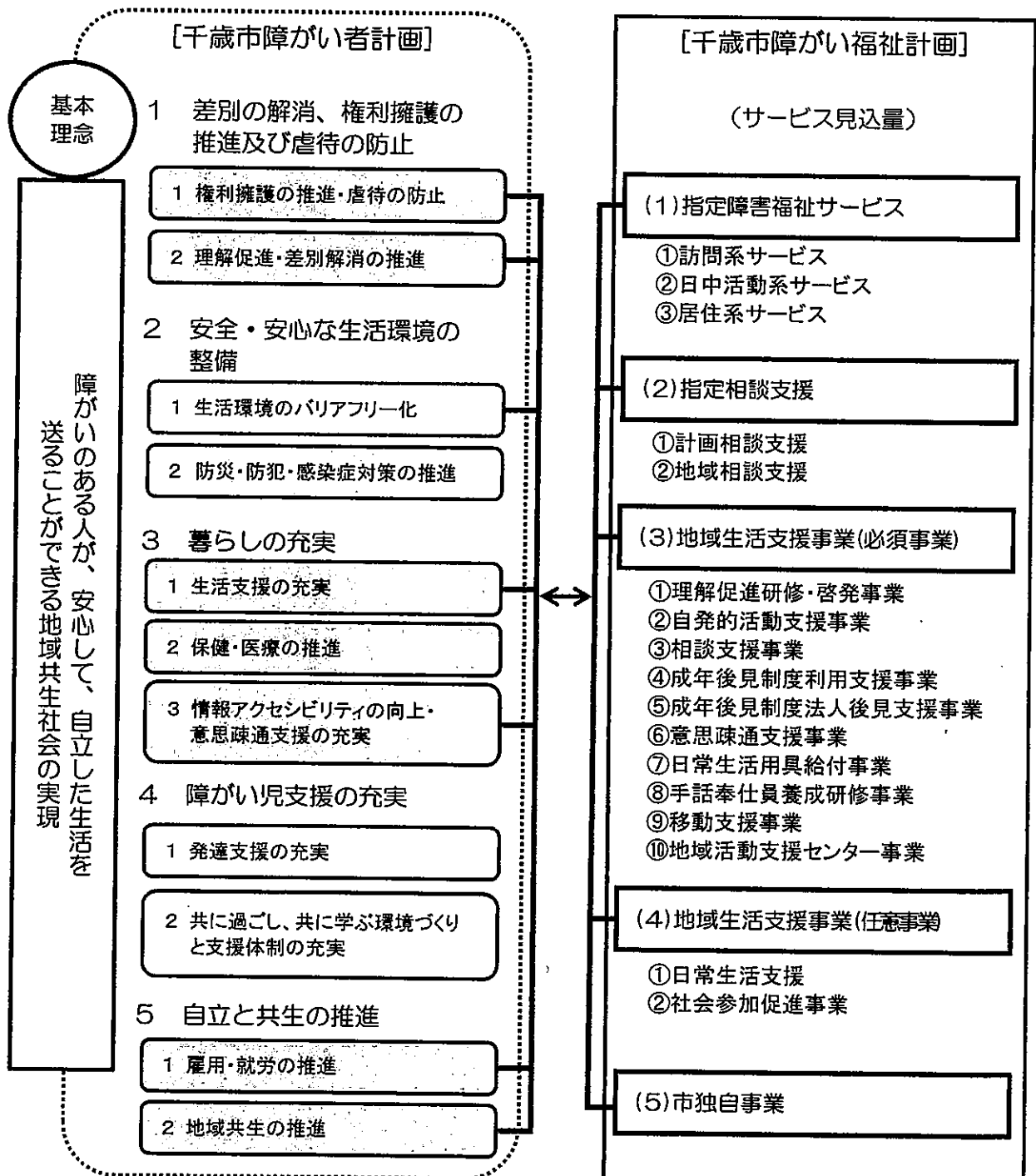
「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進

2 地域共生の推進

「千歳市障がい者計画」は障がい福祉施策に関する全庁的な指針として策定するものであるのに対し、「第7期千歳市障がい福祉計画」は、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち次表のとおり8つの「施策の方向」に対応する障害福祉サービスや地域生活支援事業の確保に係る目標や各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保のための方策などを掲載しています。

図表9 千歳市障がい者計画と第7期千歳市障がい福祉計画の関係図



「第3期千歳市障がい児福祉計画」は障がい児支援等の提供体制を確保するための計画であり、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち「発達支援の充実」及び「共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実」に対応しています。

図表 10 千歳市障がい者計画と第3期千歳市障がい児福祉計画の関係図

